

支所長指示第10号
令和5年4月7日

仙台拘置支所長 鼻野木 英司

被収容者の運動及び入浴について

標記について、下記のとおりとするので、遺漏なきよう期されたい。
なお、令和5年3月24日付け当職指示第6号「被収容者の運動及び入浴について」は廃止する。

記

1 運動

運動については、室内運動放送により毎日、30分間の運動の機会を設けることとし、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第57条及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第24条第1項に規定する日（以下「休日等」という。）以外の日については、室内運動の機会に加えて、以下のとおりとする。

(1) 戸外運動実施日

入浴実施日以外の日は、原則として戸外運動を実施する。また、矯正指導日がある週の10分入浴実施日も行う。雨天等により戸外運動を中止した場合には、室内運動放送による室内運動の実施のみとする。

(2) 運動時間

ア 戸外運動

午前8時30分から30分間の運動時間を設ける。

イ 室内運動放送時間

（ア）午前11時40分から同時55分までの15分間

（イ）午後3時45分から同4時までの15分間

(3) 実施方法等

ア 戸外運動

（ア）死刑確定者については、個室運動場において、単独で実施する。

（イ）個室収容中の被収容者については、原則として、個室運動場において実施する。

(ウ) 個室室収容中の懲役受刑者（未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）については、1月につき2回以上（別途指示する日。）、集団運動の機会を与えること。

なお、運動及び入浴に要した時間は作業時間に含めないこと。

(エ) 舎内衛生班就業者については、原則として、昼食休憩終了後、共同運動場において実施する。ただし、雨天等により戸外運動を中止した場合には、居室内又は舎内共同室前において室内運動とする。

(オ) 女子の被収容者については、原則として、昼食空下げ終了後から、[REDACTED]で連行を行い、[REDACTED]が立会等した上、個室運動場において単独で実施する。

ただし、未決拘禁者と懲役受刑者（未決拘禁者としての地位を有する者を含む。）を共同で実施してはならない。なお、女区収容中の被収容者全員が運動場に移動した場合には、女区担当職員も立会に当たること。

イ 室内運動

(ア) 上記(2)イの時間帯に、放送により行う。

(イ) 運動は、ストレッチ程度とし、身体に過度な負担をかけるような運動（例えば、指又は拳での腕立て伏せ、逆立ち等）、複数で行う運動、騒音等を発して他人に迷惑を掛ける運動等は認めない。

(ウ) 休日等以外の日における室内運動の機会は必ず設けなければならぬものではなく、戸外運動を辞退した場合、雨天時や出廷などの事情により戸外運動に出られない場合には、上記(2)イの時間帯に実施の機会を与えるか、必要に応じて、別途、実施の機会を設けること。

2 入浴

(1) 入浴回数

入浴は、原則として、週に3回行わせる。

(2) 入浴実施日

入浴実施日は、別途定める。

(3) 入浴時間

入浴時間は、原則として、1回につき15分間とするが、週3回のうち1回は10分間とする。

(4) その他

ア ひげそりは、15分間の入浴の際に行わせる。

イ 舎内衛生班就業者について、作業内容から特に必要と認められるときは、還室前に5分間の汚染入浴を行わせる。

3 その他

- (1) 天候不良等による戸外運動の実施の可否については、首席矯正処遇官が判断することとし、不在時においては、統括矯正処遇官が行う。
- (2) 戸外運動・入浴を辞退した被収容者については、その旨運動・入浴実施簿に記載すること。
- (3) 懲役受刑者について、運動及び入浴に要した時間は作業時間に含めないこと。
- (4) 爪切りは、原則として、運動場又は居室外の指定された場所において行わせ、居室内における運動時は行わせないものの、天候不良等の理由で、連日、屋外運動が実施できない場合など、やむを得ない事情が認められる場合は、首席矯正処遇官又は統括矯正処遇官の指示の下、運動立会職員等が居室内で行わせることができる。
- (5) 閉居罰執行中の者の運動・入浴該当日は、別途指示した日に単独で実施することとし、運動該当者については、爪切りを貸与する。